

総合区素案に關していただいたご質問等の要旨及び副首都推進局の考え方

(3) 事務分担（104件）

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
57 局と総合区の事務の分担がわかりにくい。	1	・局は、大阪市全体の観点等から、条例提案・規則の制定や予算編成、広域的なまちづくりなどに関する事務を引き続き行います。 ・総合区は、現在の区役所の事務に加え、現在局で行っている事務のうち、民間保育所の設置認可や生活道路の維持管理など住民の皆さんに身近なサービスに関する事務を行います。
58 現場に近い事務が総合区に移管されるという理解でよいのか。	1	・民間保育所の設置認可や生活道路の維持管理など、住民生活と密接に関わる事務であり、住民の皆さんに身近なところで判断・実施することが適切と考えられる事務を局から総合区へ移管することとしています。
59 総合区ごとに事務を行うことで、どのように良くなるか教えてほしい。	1	・総合区長のマネジメントのもと住民の皆さんに身近な事務を行うことで、現在よりも地域の実情や住民ニーズを踏まえたきめ細かい行政サービスが提供できるようになると考えています。
60 総合区も特別区も行政の仕組みを変えるだけで住民サービスを低下させないと説明しているが、本当か。	1	・都市機能の整備などの広域機能の強化と、地域のニーズに沿った身近なサービスを提供する基礎自治機能の充実の両面を、現行よりも進められる制度として、総合区と特別区の両制度について検討を行っています。 ・いずれの制度になった場合でも、現在、区役所で行っている窓口サービスなどは、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において、引き続き実施することとしています。
61 総合区になることで、総合区ごとにサービス内容が変わってしまい、共通のサービスが受けられなくなるのではないのか。	1	・総合区長のマネジメントにより地域の実情や住民ニーズを踏まえて判断・実施することが適切と考えられる事務を総合区へ移管することとしています。 ・大阪市全体で共通の一定レベルのサービスを提供すべき、介護保険などの保険事業、個人給付・補助制度などに関する事務については、大阪市全体での統一的な基準のもと事務を行うこととしています。
62 総合区は8区で構成されているが、例えば、昼間人口が多い区はそれを踏まえた行政サービスが行われるなど、区の特性を踏まえた事務が行われる必要があると考えるが、総合区素案における考え方はどうか。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示しています。総合区設置後は、総合区長のマネジメントにより、それぞれの区の特性を考慮した行政サービスが実施されることになると考えています。
63 総合区が設置される場合、各区に置かれている国の機関や地域団体等との連携はどのようになるのか。	1	・総合区の区域全域に関わることは総合区役所として、また、現在の24区単位の地域コミュニティに関わることは地域自治区事務所として、総合区設置後も引き続き、それぞれの関係機関と連携していくことになると考えています。
64 予算編成、条例提案の権限は市長に残り、職員数も同数で局から総合区に移るだけであるのに、総合区がワンストップで総合的に判断し、迅速かつきめ細かく対応できるか。	1	・総合区長に事務を移管することに伴い、事務の実施に必要な予算や職員体制も局から総合区に移管されるため、総合区長のマネジメントする範囲が拡充することになります。これにより、住民の皆さんに身近な行政サービスを、住民の皆さんに身近なところで判断・実施できるようになるため、現在よりも迅速かつきめ細かく対応できると考えています。
65 委託や指定管理など民間事業者に依頼している事務は、区の特徴等を反映することは困難であり、他の事務、権限を移管することを考えるべきだ。	1	・総合区が、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、民間事業者への委託や指定管理事業者選定の際の仕様書に反映させるなどにより、きめ細かい行政サービスが提供できると考えています。 ・なお、委託や指定管理以外の事務としては、保育所の設置・認可などの事務についても、総合区へ移管することとしています。

(3) 事務分担 (104件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
66 現在、24区で行っている事務を8総合区に集約することにより、許認可などの事務処理が遅くなるのではないかな。	1	・総合区へ集約する事務は、総合区としての政策・企画の事務や、総務部門など窓口サービス以外の効率的に行うことができる事務であり、現在、区役所で行っている住民票や国民健康保険、福祉サービス等に関する窓口サービスなどは、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において引き続き実施することとしています。
67 総合区へ移行される事務に、保育所の設置・認可、放置自転車対策、スポーツセンター・プール等の運営など上げられているが、一部に限定されている。どのように検討し、決められたのか知りたい。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示しています。 ・総合区へ移管する事務については、副首都推進局において、それぞれの事務を担当している局とも意見交換を行い、また24区長の意見も聴きつつ、大阪市の現在の事務を精査したものです。 ・住民生活に密接に関わる事務であり、住民の皆さんに身近なところで判断・実施することが適切と考えられるものは総合区の事務とする一方で、大阪市全体にかかる計画策定や保険事業・個人給付など、大阪市全体の統一性・一体性が求められる事務は引き続き局の事務として整理しており、市会においても議論が進められています。
68 市会質疑の中で、期待される効果について、その数値に疑問など出ていないのかな。	2	・総合区素案では、局から総合区に移管する事務について、住民の皆さんに身近なところで判断・実施することにより期待される効果を、数値ではなく具体的な事例を用いてお示しているものです。 ・総合区に関する市会の質疑においても、期待される効果については、総合区設置されることで住民の皆さんにどのようなメリットがあるのかといった事例などをもとに議論が行われています。
69 総合区設置により期待される効果については、資料に「期待・可能」と書かれているが、「期待されない・可能でない」ということもありえるということかな。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示しています。 ・総合区の設置に伴い、局から総合区に事務が移管されるとともに総合区長が政策や企画の立案により強く関与することで、住民の皆さんに身近なサービスは地域で責任を持って実施できることとなります。これにより、迅速できめ細かい対応が可能となり、住民自治の拡充の効果が期待されると考えています。
70 総合区になることで、区長の権限はどう変わるのかな。	1	・総合区設置により、事務に関する区長の権限が拡充します。例えば、保育所の設置・認可については、現在の24区役所が地域調整のみを担っているのに対し、総合区設置後は総合区長が保育所の整備計画から地域調整、事業者の決定まで一貫して行うこととなります。加えて、総合区の政策・企画の立案の事務なども実施するとともに、総合区役所職員の任免権や市長への予算具申権といった現在の区長よりも広い権限を持つこととなります。
71 総合区が独自のサービスを実施する際、総合区長が、実施に必要な条例を市会に提案したり、規則を定めることができるのかな。	1	・条例案を市会に提案する権限や規則を定める権限については市長に属します。 ・総合区に移管する事務については、総合区長のマネジメントのもと、地域の実情や住民ニーズを踏まえて実施することになりますが、総合区が独自のサービスを実施するために条例や規則の制定・変更が必要となる場合には、市長と総合区長で意見調整が行われることになると考えています。
72 現在、局が行っている、大阪市全体のバランスをとりながら決定する必要があるような事務は、どのようになるのかな。	1	・大阪市全体の総合的な計画策定や、保険事業や個人給付・補助制度など、大阪市全体の統一性・一体性が求められる事務については、総合区設置後も、引き続き局が大阪市全体の観点で実施することになります。
73 総合区が設置される際に、局を残す意義がわからない。	1	・総合区が設置される場合、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもとで行政を展開します。 ・総合区は、現在の区役所の事務に加え、現在局で行っている事務のうち住民の皆さんに身近なサービスに関する事務を行います。大阪市全体の総合的な計画策定や、保険事業や個人給付・補助制度など、大阪市全体の統一性・一体性が求められる事務については、総合区設置後も、引き続き局が担うこととなります。
74 総合区設置後は総合区ごとに事業をするのであれば、別の総合区となることで、これまで取り組んできた例えば地域防災訓練などの区間連携による事業が途絶えてしまうのではないかと心配している。	1	・総合区設置後においても、総合区長のマネジメントにより、地域の実情や住民ニーズを踏まえて区間で連携すべき事務かどうかについて判断することとなります。 ・なお、地域防災訓練など、地域の自主防災に関する支援は、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所で行き続き実施することとしています。

(3) 事務分担（104件）

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
75 地域自治区事務所で実施する仕事 がわからない。	1	・地域自治区事務所では、現在、区役所で行っている住民基本台帳、戸籍、保健・福祉サービス等の窓口サービスや、地域協議会の運営、地域活動協議会への支援事務等の地域に密着した事務を引き続き実施することとしています。
76 総合区が設置されることにより、税金 や保育料、学校の授業料等が安くなるのか。	1	・総合区設置によって、税金や保育料、学校の授業料等が変わるものではありません。 ・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示しています。
77 水道代が上がるとか、消防が広域に なり大阪市内は対応が悪くなると いった影響はないか。	1	・総合区が設置される場合、政令指定都市である大阪市が存続するため、水道事業・消防に関する事務は、大阪市全体の観点から実施すべき事務として、現在と同様に実施していくこととしており、総合区が設置されることにより水道料金や消防の対応が変わることはありません。
78 現在の区役所が行っている窓口サー ビス等（例：保育所関係、児童手 当）が変わるのか。遠くの総合区役 所へ行かなければならないのであれ ば不便になる。	4	・総合区設置後は、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の区役所の所在地に24の地域自治区事務所を設置し、現在、区役所で行っている窓口サービスや地域に密着した事務を引き続き実施することとしています。
79 「保育所の設置・認可」において、何 が変わるのか、総合区長に権限を移 管することによる効果は何なのか、わ かりにくい。総合区になっても保育所 不足の問題は解消しないのではない か。	3	・現在の24区役所では、保育所の設置・認可に関する事務のうち地域調整のみを担っているのに対し、総合区設置後は、総合区長が保育所の整備計画から地域調整、事業者の決定まで一貫して行うこととなります。これによって、地域の特性や実情に沿った施策を総合区が実施することが可能となり、現在よりも待機児童の解消に向けてきめ細かい取り組みが期待できると考えています。
80 保育所の設置・認可を総合区が実 施するとなっているが、本当に問題な くできるのか。	1	・保育所については、設置認可等に係る事務を総合区の事務とする一方で、指導・監査に関する事務は、総合区設置後においても大阪市全体で専門的・統一的に実施するため、引き続き局の事務としています。総合区と局が互いに役割分担と連携をしながら、一連の事務を適切に実施していくことが可能であると考えています。
81 総合区役所が設置されると、現在よ りもスピーディーに対処できると言っ ているが、保育所認可ではどれくらい の期間が短くなるのか。	1	・現在の24区役所では、保育所の設置・認可に関する事務のうち地域調整のみを担っているのに対し、総合区設置後は、総合区長が保育所の整備計画から地域調整、事業者の決定まで一貫して行うこととなります。 ・どれくらい短縮できるのか具体的にお答えすることはできませんが、保育所の設置・認可に関する事務を総合区長が担うことにより、総合区が未就学児に関する施策を、地域の特性や実情を踏まえて実施することが可能となり、待機児童の解消に向けてよりきめ細かい取り組みが期待できると考えています。
82 現在、大阪市の全部の保育所を利用 することができるが、総合区設置 後は他の総合区の保育所を利用でき なくなるのか。	2	・総合区の区域を越える保育所の利用については、現在と同様に、大阪市全体での統一的な基準により利用調整を行いますので、他の総合区にある保育所についても引き続き利用することが可能です。
83 児童手当について、現況届の受理が 8 総合区だけになると、現在より不 便になる。現況届の送付・受理は総 合区役所、申請受理・支給決定は 地域自治区事務所と事務分担を分 けている理由を教えてほしい。	2	・児童手当の現況届については、一斉発送する事務や郵送による受理などを、効率性の観点から総合区役所に集約して実施することとしています。 ・現在、区役所で行っている児童手当の申請受理・支給決定などを含む窓口サービスについては、日常的に住民の皆さんからの相談や受付を行う事務であり、住民の利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において引き続き実施することとしています。

(3) 事務分担 (104件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
84 総合区ごとに福祉施策などを担当すると、区ごとに「格差」が出てくるのではないか。	1	・老人福祉センターの運営など、総合区長のマネジメントにより地域の実情や住民ニーズを踏まえて判断・実施することが適切と考えられる事務を総合区へ移管することとしています。 ・一方、個人給付等の制度管理に関する事務など、大阪市全体で格差が生じないよう取り組むべき事務については、大阪市全体での統一的な基準のもと事務を行うこととしています。
85 福祉については、保育所の説明しかないが、保育所以外の福祉施策については検討していないのか。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示ししています。 ・老人福祉センターの運営など、総合区長のマネジメントにより地域の実情や住民ニーズを踏まえて判断・実施することが適切と考えられる事務を総合区へ移管することとしています。 ・現在、大阪市が実施している福祉サービスについては、総合区設置後も引き続き実施されます。
86 福祉施策、特に障がい者福祉に関する説明が無かったので、どのようになるのか。	3	・現在、区役所で行っている障がい者に関する窓口サービス等については、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において行うなど、現在大阪市が実施している障がい者福祉サービスについては、総合区設置後も引き続き実施されます。
87 障がい者福祉サービスの支給決定等の障がい者福祉に関する手続きは、総合区役所と地域自治区事務所、どちらが行うのか。	2	・障がい者福祉サービスの支給決定等については、現在も区役所で行っている事務であり、総合区設置後も、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において行います。
88 総合区になることで、健康保険料や介護保険料に影響は出ないのか。	1	・国民健康保険や介護保険の保険料の決定に関する事務は、大阪市全体での住民サービスの統一性・一体性が特に求められる事務として引き続き局で実施することとしており、総合区が設置されることにより保険料が変わるということはありません。 ・なお、総合区の設置に関わらず、国民健康保険については、より安定した制度となるよう平成30年度より新制度に移行し、財政運営の主体が市町村から都道府県に変わります。
89 国民健康保険の保険料が高すぎると思っており、今後の広域化に不安を感じているが、特別区・総合区になることで問題が解消されるのか。	1	・国民健康保険の広域化については、より安定した制度となるよう平成30年度から財政運営の主体を市町村から都道府県に変えるという国の方針によるものであり、特別区や総合区の議論とは関係ありません。
90 国民健康保険の特定健診や各種がん検診等は、総合区設置後も現在と同様に近隣施設で受診できるのか。また、総合区のどこでも受診できるのか。	1	・国民健康保険の特定健診や各種がん検診等は、総合区設置後も現在と同様に、現在の24区単位で設置する保健福祉センター及び取扱医療機関等で受診できます。
91 今後、阿倍野区にある大阪市保健所の機能も総合区に移管していくのか。	2	・大阪市保健所は、総合区設置後も大阪市内1か所とし、現在実施している事務については総合区に移管しません。 ・なお、現在、区役所の保健福祉センターで実施している住民の皆さんからの健康に関する相談などの事務については、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において引き続き行います。
92 病院に関する記載がないが、どのようになるのか。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を主な事例に沿ってお示ししています。 ・病院や診療所の整備等については、医療法に基づき大阪府が定めた大阪府保健医療計画により進めるものであり、総合区設置後も現在と同様に行われます。

(3) 事務分担 (104件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
93 教育行政は、総合区が設置されることにより、どう変わるのか。	1	・現在、大阪市では、区長が区域内の教育行政に関与する分権型教育行政を進めているところであり、総合区設置後も、引き続き総合区長が教育行政に関与できる仕組みを検討しているところです。
94 幼児期、小中高までの教育についての支援はどのようになるのか。	1	・幼児教育無償化や就学援助、塾代助成事業などの教育支援に関する事務については、大阪市全体での住民サービスの統一性・一体性が求められる事務として、引き続き局で実施することとしています。
95 教育委員会は、総合区が設置されると、どのようになるのか。教育委員会も分割する必要があるのではないのか。1つの教育委員会で大阪市全体のことをするのは無理がある。	2	・教育委員会は、法律上、1自治体に1つ設置することとなっています。総合区設置後も、大阪市は1つの自治体であるため、教育委員会も現大阪市内に1つになります。 ・なお、現在、大阪市では、区長が区域内の教育行政に関与する分権型教育行政を進めているところであり、総合区設置後も、引き続き総合区長が教育行政に関与できる仕組みを検討しているところです。
96 小中学校の通学区域に影響はあるのか。	2	・総合区の設置によって、直接、小中学校の通学区域が変更されるものではありません。 ・小中学校の通学区域の設定・変更に関する事務については、現在、区長が教育委員会から委任を受けて行っている事務であり、総合区設置後も、引き続き総合区長が担うことができる仕組みを検討しているところです。
97 学校選択制については、どのようになるのか。	3	・学校選択制の実施等についての権限は、総合区設置後も教育委員会にあります。 ・なお、現在、区長が区域における学校選択制の方針案を作成する役割を担っているところであり、総合区設置後も、引き続き総合区長が担うことができる仕組みを検討しているところです。
98 学校の再編計画を進めている地域については、総合区になる場合どういう方向に進むのか。	1	・学校の適正配置については、現在、区長が地域住民の皆さんや保護者の皆さん等の意見を聴きながら、再編計画案を作成する役割を担っているところであり、総合区設置後も、引き続き総合区長が担うことができる仕組みを検討しているところです。
99 校舎整備など学校の維持管理予算はどのようになるのか。	1	・市立の小中学校等の施設整備に関する計画は、大阪市全体の観点から局が実施することとしており、維持管理に必要な予算についても、引き続き局がとりまとめ、執行していくこととなります。
100 市立幼稚園の管理運営が総合区長となり、小中学校、高等学校の管理運営は局長となるのは、なぜか。	1	・市立幼稚園については、住民の皆さんに身近なところで判断・実施することが適切と考えられる事務であり、保育に関する事務と併せて未就学児に関する施策を効果的に実施すべきことから、総合区長が管理運営を行うこととしています。 ・一方、学校に関する権限は教育委員会にあることから、小中学校や高等学校の管理運営については、引き続き局で実施します。
101 市立幼稚園については、総合区長が財産管理をすることになっているが、市立幼稚園の廃止決定についても総合区長の権限となっているか。	1	・市立幼稚園の廃止決定は教育委員会の権限です。総合区長は、地域の実情や住民ニーズを踏まえて、廃止に向けた計画案の作成や地元調整を行うことになります。
102 生涯学習の取り組みはどのようになるのか。	1	・基本的な計画策定や生涯学習センターの管理運営など、大阪市全体の観点から実施すべき事務については、総合区設置後も、引き続き局が担うことになります。 ・生涯学習ルーム事業やはぐみネット事業など、総合区長が地域の実情や住民ニーズを踏まえ、判断・実施することが適切と考えられる事務は、総合区が担うことになります。

(3) 事務分担（104件）

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
103 図書館の管理が総合区になっていないが、地域のニーズを反映して総合区に管理させる方が、住民にとって使いやすくなるのではないかと。区長に権限を持たせてほしい。	2	・大阪市では、中央図書館を核に地域図書館23館とネットワークを構築し、どの図書館からも市内の全ての図書館にある図書を予約して取り寄せることができるなど、一体的に運営することによるスケールメリットを生かした効率的なサービスを行っていることから、図書館については局の事務としています。 ・一方、現在、区長は区域内の図書館に関する事務に関与しており、総合区設置後も、引き続き関与できる仕組みを検討しているところです。
104 今後、ごみに関する事務も総合区に移管していくのか。	1	・ごみの収集・処理に関する事務については、大阪市全体の観点から検討した結果、総合区設置後も、引き続き局において実施することとしています。
105 産業振興に関する記載が見当たらない。地域により特徴的な産業があるため、総合区にも産業振興に関する部署及び予算が必要ではないかと。	1	・大阪の経済成長に向けた産業振興等の事務については、大阪市全体の観点から実施すべき事務であるため、引き続き局で行うこととしていますが、商店街等での集客イベント等への支援事業は、地域の特色を活かすことができる事務であるため総合区で行うこととしています。
106 卸売市場は、総合区設置後には、局の事務となるのか、それとも総合区の事務になるのか。	1	・卸売市場（中央卸売市場、東部市場及び南港市場）については、広域的な流通インフラ施設であり、大阪市全体の観点から実施すべき事務であるため、引き続き局で実施することとしています。
107 総合区が設置される場合、文化事業はどのようなになるのか。	1	・文化事業の実施に関しては、局と総合区で役割分担していくことになります。 ・例えば、OSAKA光のルネサンスや大阪クラシックなど、大阪市全体の観点から取り組んでいる文化振興事業については、引き続き局で実施することとしています。 ・一方で、例えば、地域における音楽普及推進や芸術文化活動の支援など、地域に密着した観点から取り組んでいる文化振興事業については、総合区で実施することとしています。
108 「道路・公園の維持管理」において、何が変わるのか。総合区長に権限を移管することによる効果は何なのか、わかりにくい。	3	・例えば、道路や公園に関する住民の皆さんからの相談を区役所で受け付けた場合、実際に現場での維持管理の事務を行う工営所・公園事務所は、現在は局の所管であるため、局との調整が必要となります。 ・総合区設置後は、工営所や公園事務所が総合区役所の内部組織になることにより、相談内容等の情報が共有されやすくなり、総合区長の判断のもと、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、迅速にきめ細やかに対応しやすくなると考えています。
109 工営所や公園事務所は、総合区設置後は、場所と職員の体制はそのまま、総合区役所の管轄になるということか。	1	・総合区素案では、総合区設置後も、工営所や公園事務所の場所・職員の体制は現行の施設や体制を活用することを基本としており、総合区役所の内部組織となることをお示ししています。
110 道路・公園の維持管理を総合区が実施するとなっているが、本当に問題なくできるのか。	1	・生活道路や身近な公園にかかる維持管理の事務については総合区の事務として、相談から対応まで総合区役所で一元的に実施することとしています。現在、局に所属している工営所・公園事務所の職員を事務とともに総合区へ移管するため、円滑に事務が引き継がれると考えています。なお、必要に応じ局と連携しながら進めていきます。
111 今も、要望や相談があれば、直接工営所や公園事務所などに連絡している。総合区になっても何も変わる気がしない。	2	・現在、直接工営所・公園事務所にご連絡をいただいている場合と、区役所にご相談をいただいている場合があります。 ・総合区設置後は、いずれにご相談いただいたとしても、工営所・公園事務所が、総合区役所の内部組織となることから、総合区役所内部でより円滑に調整が行われることになると考えています。

(3) 事務分担 (104件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
112 「放置自転車対策」において、何が 変わるのか、総合区長に権限を移管 することによる効果は何なのか、わか りにくい。総合区になっても放置自転 車の問題は解消しないのではない か。	5	・例えば、放置自転車に関する住民の皆さんからの要望を区役所で受け付けた場合、実際に現場での放置自転車対策を行う工営所は局の所管であるため、現在は局との調整が必要となります。 ・総合区設置後は、工営所が総合区役所の内部組織になることにより、総合区長が、放置自転車の撤去回数・撤去時間帯の見直しや自転車放置禁止区域の変更などを、地域の実情やニーズに合わせて判断することで、より効果的な放置自転車対策を進めることが期待できると考えています。
113 放置自転車対策が総合区に移管さ れた場合にも、局が引き続き総合区 間の事例共有などの連絡調整を行 うのであれば、二重行政になるの ではないか。	1	・放置自転車対策のうち、大阪市全体の観点から実施すべきと考えられる制度管理に関する事務などについては、引き続き局において実施することとしていますが、実際に現場で実施する放置自転車対策については工営所が総合区の内部組織になることにより、総合区長が、放置自転車の撤去回数・撤去時間帯の見直しや自転車放置禁止区域の変更などを、地域の実情やニーズに合わせて判断するようになります。これにより、より効果的な放置自転車対策を進めることが期待できると考えています。
114 港湾事業は、総合区設置後には、 局の事務となるのか、それとも総合 区の事務になるのか。	1	・港湾事業については、大阪市全体の観点から実施すべき事務と考えられるため、総合区設置後も引き続き局が実施します。
115 地域防災はどうなるのか。また災害 発生時など緊急事態における総合 区長の役割・権限を教えてほしい。	2	・災害時における避難誘導、被害状況等の調査、避難所の開設など、地域での応急対策活動については、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所が担います。また、その活動を円滑に行えるよう、平時から、地区防災計画の策定、地域防災訓練、地域防災リーダーの養成、避難所の維持管理など、地域の自主防災に関する支援も地域自治区事務所が担います。 ・一方、総合区長は、区域の災害対策に係る司令塔となります。また、総合区役所は、災害時における区災害対策本部の設置・運営、局や地域自治区事務所との連絡調整などを担うほか、平時における災害時避難所の指定、備蓄品の配備、啓発関係なども担います。
116 災害対策についても、期待される効 果のイメージを示すべきだ。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示ししています。 ・災害対策については、大阪市全体の観点から一体的に行うべきと考えられる事務は、現在と同様に局が中心となって総合区役所と連携して行うこととしています。
117 総合区設置に伴い合区されること により、津波対策が重要な湾岸エリ アが区域の一部にとどまる場合、十分 な対策がされるのか。総合区同士が 連携して対応できるのか。	1	・津波対策も含めた災害対策については、市地域防災計画の作成や市全体での危機管理訓練の実施など、大阪市全体の観点から行うべき事務であることから、引き続き局において実施することとしており、総合区間においても必要な連携を取りながら対応していくこととなると考えています。 ・なお、津波避難施設の確保や水害ハザードマップの配布など区民への周知・啓発は、住民の皆さんに身近な総合区長が行います。
118 総合区が設置された場合、警察や 消防についてはどうなるのか。	1	・消防事務については、大阪市全体の観点から実施すべき事務と考えられるため、引き続き局の事務としています。 ・警察については、大阪府の事務であり、総合区設置によって変わるものではありません。
119 住民基本台帳関係の発行は、総合 区長名で行われるのか。	1	・総合区長の名で発行することとなります。
120 現在、住民は市内の全ての区の施 設を利用することができるが、総合 区になる場合も同様に利用できるの か。	1	・スポーツセンターやプールをはじめとする市民利用施設については、総合区設置後は、総合区長の判断で区内の施設に係るサービスのあり方を考えていくこととなりますが、住民の皆さんは引き続き市内全ての区の施設をご利用いただけます。

(3) 事務分担 (104件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
121 区民センターやスポーツ施設等、合区されることにより、無くなってしまう施設があるのではないかと。	1	・総合区の設置が、直接、区民センターやスポーツ施設等の市民利用施設の廃止に結びつくものではありません。 ・総合区設置後は総合区長が、引き続き総合区の状況や施設の特性、利用実態等を踏まえ、施設のあり方を考えていくこととなります。
122 市民利用施設の運営について、期待される効果に書かれていることの根拠が無いので、本当にその効果が得られるのか不明である。	1	・スポーツセンター等の市民利用施設の運営については、地域に身近な総合区の事務とすることにより、地域の実情を踏まえ施設利用メニューの充実や、設備の補修対応を実施するなど、現在よりも住民ニーズを反映した運営が可能になると考えています。
123 老人福祉センターやスポーツセンター・プール等について、指定管理者の公募にあたり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待されると書かれているが、具体的にどういことを期待できるのか。	1	・現在、大阪市では、老人福祉センターやスポーツセンター・プール等の市民利用施設については、指定管理者が施設の管理運営を行っています。この指定管理制度は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としています。 ・指定管理者の公募は、現在は局が大阪市全体の観点で事務を行っていますが、総合区設置後は、総合区が地域の実情や住民ニーズを踏まえ、例えば利用時間の延長などのサービス内容を、指定管理事業者募集の際の要件に反映させることなどにより、より地域のニーズを踏まえた行政サービスが提供できるものと考えています。
124 現在、各区で行っているイベントは、どのようになるのか。	1	・総合区の設置が、直接、イベントや地域行事の廃止に結びつくものではありませんが、総合区設置後は、総合区長が地域の実情や住民ニーズを踏まえたうえで、実施の有無や実施手法について判断することになると考えています。
125 合区されて総合区になっても、現在の24区単位で広報紙が発行されるのか。	1	・各総合区の広報紙の発行単位や紙面構成・配布の仕方などの詳細については、総合区長の判断のもと実施していくこととなります。
126 総合区が設置される場合、消費者行政の相談窓口を各総合区で設けてもらえるか。	1	・消費者行政の相談窓口に関する事務については、相談内容に関する幅広い専門知識を要すること、また相談による事業者指導等に迅速に対応する必要があることなどの観点から、総合区設置後も現在と同様に消費者センター 1 か所で実施します。
127 税の課税・徴収の事務はどうなるのか。市税事務所の取り扱いはどうなるのか。	1	・市税に関する事務については、現在、一般の税は市内5か所の市税事務所で、また、法人関連の税については船場法人事務所1か所に集約して実施しています。 ・市税に関する事務については、大阪市全体で専門的・統一的に実施すべき事務と考えられるため、総合区設置後も、引き続き局の事務として、市税事務所で実施することとしています。 ・なお、現在区役所で行っている市税に関する証明書の発行等の窓口サービスについては、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において、引き続き実施することとしています。
128 市会は、総合区が設置されると、どのようになるのか。	1	・市会は、総合区設置後も変わりません。 ・なお、議員の選挙区については、現在の24区を基にして選挙区が決められていることから、総合区設置後の選挙区については、市会において決められます。
129 総合区に移管する事務の監査はどこが行うのか。	1	・監査業務については、大阪市全体の観点から実施すべき事務と考えられるため、総合区設置後も引き続き局が実施します。
130 総合区設置後も現在と同様に、住民の意見を市長に届けるため制度は残るのか。	1	・現在、住民の皆さんからのご意見やご要望等をいただき、区政・市政に反映する仕組みとして、区役所等の窓口やインターネットで住民の皆さんからご意見やご要望を受け付け回答する「市民の声」の制度があります。 ・「市民の声」に関する事務については、総合区設置後も、引き続き局や総合区役所で実施します。

(3) 事務分担 (104件)

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
131 現在、区役所に提出している不服申立て等の手続きについては、どのようなのか。	1	・総合区役所の処分に係る不服申立て等の審査庁は市長であり、審理等の事務については、引き続き局が実施します。 ・なお、審査請求は、処分庁を経由してすることができるため、総合区役所が処分庁である場合には、現在と同様に総合区役所を経由して市長に審査請求を行うことができます。
132 公共事業の入札委託等の権限は誰になるのか。	1	・公共事業の発注・契約等の事務については、局や総合区が担当する事務に応じてそれぞれが実施します。
133 総合区役所まで遠くなり、交通の便も悪く大変になる。バスを増便してほしい。	2	・現在、区役所で行っている窓口サービスなどは、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において実施することとしています。 ・バス事業については、平成30年4月の民営化後も路線、運行回数、運賃は原則として少なくとも10年間は現行のサービス水準を維持することとしています。 ・なお、総合区長は、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、バス会社を監理する局に対し、総合区域内におけるバスサービスについて意見を申し入れることができると考えています。
134 現在、バスや地下鉄の路線がなかったり、あっても便数が少ないなど、交通が不便だが、総合区になると解消するのか。	1	・地下鉄及びバス事業については、平成30年4月に民営化することとしています。 ・総合区を設置することでバスの便数などが直ちに変わるものではありませんが、総合区長は、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、地下鉄及びバス会社を監理する局に対し、総合区域内における地下鉄及びバスサービスについて意見を申し入れることができると考えています。
合計	104	